

横浜市立笹野台小学校 PTA 規約

第1章 総 則

第1条 この会は横浜市立笹野台小学校 PTA と称し、事務所を同校内におく。
神奈川県横浜市旭区笹野台四丁目48番1号

第2条 この会は会員が相互に協力して家庭・学校・社会における児童の幸福な成長を図り、更に会員の教養とその資質を高めることを目的とする。特定の政党、宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為は行わない。

第3条 この会は次の事業を行う。

- ①学校運営上協力を必要と認める事業
- ②児童の成長発展に必要な事業
- ③児童の環境改善のための事業
- ④児童の保健衛生のための事業
- ⑤会員相互の教養資質を高めるための事業
- ⑥その他必要な事業

第4条 この会は本校児童の父母またはそれに代わる保護者（以下父母という）並びに在籍する教職員を会員として組織する。

第2章 役員及び会計監査員

第5条 この会は次の役員及び会計監査員をおく。

- ①会 長 1名
- ②副 会 長 2名
- ③会 計 2名（教職員から1名）
- ④書 記 3名（教職員から1名）
- ⑤専 門 部 長 4名
- ⑥会計監査員 2名

補則：次年度の役員及び会計監査員の人数は、必要に応じ役員会において承認のうえ変更できるものとする。

第6条 役員のうち会長・副会長・会計・書記（以下これを四役という）及び会計監査員の選出は総会で行い、候補者の選出は細則で定める役員推薦委員会を設けてこれを行う。ただし、専門部長は各部の互選とする。

第7条 役員及び会計監査員の任務は次のとおりとする。

- 会長は会を代表し、会務全般を統括するとともに、その責任を負う。
- 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- 会計は会の会計の処理並びに財産管理にあたる。
- 書記は各種会議の議事を記録保管し、一般庶務事項を処理する。
- 専門部長は各専門部を担当し、その他、会の業務を分担、執行する。
- 会計監査員は年2回、会の会計を監査する。その他、必要に応じ随時監査し、その結果を総会に報告する。

第8条 役員及び会計監査員の任期は1カ年とし、就任は4月1日、解任は3月31日とする。
役員及び会計監査の欠員が生じたときは、必要に応じ推薦委員会で補選することができる。

第9条 役員及び会計監査員は他の役員・会計監査員を兼任できない。

第3章 機 関

第1節 種 別

第10条 この会はずぎの機関を置く。

- ①総会
- ②役員会
- ③専門部会

第2節 総 会

第11条 総会はこの会の最高決議機関であって、全会員で構成する。

第12条 次の事項は総会に提案しなければならない。

- ①条約改正に関する事
- ②会の活動方針及び予算・決算に関する事（年度始）
- ③役員のうち四役及び会計監査員の選出に関する事（年度末）
- ④財産の管理及び処分に関する事
- ⑤その他、必要と認めた事

第13条 定期総会は毎年2回、年度始と年度末に会長が召集する。ただし、全会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は随時に総会を召集しなければならない。
なお、年度末総会と特別な事情が発生した場合は、書面による総会とすることができる。

第14条 総会は全会員の2分の1以上の出席（委任を含む）で成立する。会員に特別な事情がある場合は委任を認める。ただし、会員以外の代理は認めない。

第15条 総会の議会は出席会員の過半数の賛成で決める。ただし、規約の改正は出席会員の3分の2以上の賛成で決める。

第3節 役員会

第16条 役員会はこの会の執行機関であって、役員及び校長・副校長で構成し、総会に対する議案の作成・決議の執行など会の日常業務を執行し、総会に対し責任を負う。

第17条 役員会は必要に応じて会長が召集し、3分の2以上の出席で成立する。

第18条 役員会は、必要に応じて各種特別委員会を設けることができる。

第4節 専門部会

第19条 専門部会は各専門部によって開催される。

専門部は学級部・保健厚生部・広報部・校外部とし、部員の任期は第8条に準じ、その任務は細則第2章による。

第20条 専門部員の選出は学年別に任意の方法で7名を選出し、選出された部員の互選により、学級部・保健厚生部・広報部及び推薦委員の所属を決める。

なお、校外部員は地区毎に2名選出する。ただし、児童数50名未満は1名、地区内の家庭数が5世帯未満の場合は近隣地区と統合し選出することができる。

専門部長及び副部長は、所属専門部員の互選により選出する。

補則：次年度の各学年の人数は、役員会において承認のうえ変更できるものとする。

第4章 地区

第21条 この会に地区をおく。その名称は次のとおりとする。

境 友	富士見山百合	岸 本	笹野台中央
露木が丘	楽 老 峰	向 日 葵	東笹野台
金 が 谷	南笹野台	テラス・アルカサル	
グランシティ・レディアント横濱三ツ境		笹野台住宅	

第22条 この会の地区活動は校外部が中心となり、第21条の地区から選出される。校外部員が各地区を掌握する。ただし、地区の事情により校外部員を増員、または減員することができる。

第23条 この会は地区単位に校外部員を補佐する地区委員を任意の方法で若干名選出し運営する。また、その地区の学級から選出されている各専門部員も地区活動に積極的に協力するものとする。

第24条 この会の経費は会費・その他の収入をもってこれにあてる。

第5章 会 計

第25条 会費は月額第一子300円、第二子以降50円とする。ただし、事情により会費を減免することができる。

- 第26条 この会の予算は総会に提案し承認を得なければならない。
ただし、予算を補正する場合は、次の総会の追認を得なければならない。
- 第27条 この会の決算は総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第28条 この会の会計年度は4月1日から始まり3月末日までとする。
- 第29条 この会の年度末決算報告は会計監査による証明書を添付しなければならない。
- 第30条 会員が会の目的を達するための会務をおこなったときは、旅費を支弁することができる。
なお、金額その他は細則で定める。
- 第31条 会員及び家族の慶弔にあたっては、慶弔金をおくる。なお、金額その他は細則で定める。
ただし、会員及び会員以外で特別の慶弔に該当する場合は役員会の承認を得る。

第6章 表 彰

- 第32条 この会の発展または事業の功労があつた人に対しては、表彰状・感謝状・記念品をおくることができる。

第7章 個人情報保護

- 第33条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第8章 付 則

- 第34条 この会は学校の行政管理に干渉するものではない。
- 第35条 この規約に定めない事項及び解釈の疑義を生じたときは、その都度役員会で説明する。
- 第36条 この規約は昭和45年5月27日より実施する
- | | |
|----------------|----------------|
| 昭和48年4月23日一部改正 | 昭和52年4月22日一部改正 |
| 昭和55年4月22日一部改正 | 昭和61年4月24日一部改正 |
| 昭和63年4月21日一部改正 | 平成 3年4月27日一部改正 |
| 平成10年5月 2日一部改正 | 平成11年5月 1日一部改正 |
| 平成12年5月 6日一部改正 | 平成16年4月28日一部改正 |
| 平成19年5月 2日一部改正 | 平成21年5月 1日一部改正 |
| 平成22年4月30日一部改正 | 平成25年5月 8日一部改正 |
| 平成28年5月13日一部改正 | 平成29年5月12日一部改正 |
| 平成30年2月14日一部改正 | 令和 2年1月29日一部改正 |
| 令和 3年3月12日一部改正 | |

細 則

第1章 役員推薦委員会

第1条 役員推薦委員会（以下推薦委員会という）は規約第6条に基づいて定め、その構成は学年代表1名・計6名、教職員代表2名、計8名とする。

第2条 推薦委員会は次期四役及び会計監査員の推薦候補を選出する。また、四役及び会計監査員の欠員が生じたときは必要に応じその補選を一任する。

第3条 推薦委員は前期以前四役の経験者より必要に応じて1名以上の補佐を選出することができる。補佐の条件は本校PTA会員に限る。教職員の代表は学校側に一任する。

第4条 推薦委員会の運営と手続きは次のとおりとする。

○推薦委員会の運営

- ①委員会はその互選により正副委員長及び事務担当者1名をおく。
- ②委員会は3分の2以上の出席で成立し、委任や代理は認めない。
- ③委員会の傍聴はできない。
- ④委員は四役及び会計監査員の候補者となることはできない。
- ⑤委員は委員会の議事内容をもらしてはならない。

○推薦候補者の選出方法

①立候補者の届け出

会長・副会長・会計・書記及び会計監査員に立候補しようとする人は推薦委員長に届け出る。

②推薦候補者の届け出

立候補者の有無にかかわらず、会員は全会員の中から、役職別に候補者を推薦し推薦委員長に届ける。

③候補者の選出

役職別に投票を行い、高点順に選出し本人の承諾を得る。投票は無記名投票とする。

④結果の報告

推薦委員長はその結果を全会員に知らせる。

⑤推薦委員会の解散

推薦委員会は総会における役員及び会計監査員の選出の議決と同時に解散する。ただし、欠員が生じた場合は、第2条の任務を行う。

第2章 専門部の任務

第5条 学級部の任務は次のとおりとする。

- ①学級運営上協力を必要とする事項
- ②学級部会の運営
- ③その他、必要な事項

第6条 広報部の任務は次のとおりとする。

- ①会員に対する広報業務の企画立案並びにその実施に関する事項
- ②会報の編集及び発行

- ③速報の編集及び発行
- ④広報部会の運営
- ⑤その他、必要な事項

第7条 保健厚生部の任務は次のとおりとする。

- ①児童福祉事業の企画立案並びにその実施に関する事項
- ②学校保健に関する事項
- ③保健厚生部会の運営
- ④会員の文化・教養・レクリエーションなどの企画立案並びにその実施に関する事項
- ⑤その他、必要な事項

第8条 校外部の任務は次のとおりとする。

- ①児童の校外における補導に関する事項
- ②社会的・地域的環境の浄化対策
- ③児童の安全対策
- ④校外部会の運営
- ⑤その他、必要な事項

第3章 旅 費

第9条 規約に基づいて会務を遂行するために出張した場合、旅費の実費を支給する。終日出張については弁当代として400円支給する。

第4章 慶 弔

第10条 慶弔の種別と金額は次のとおりとする。

	父 母		教 職 員
	本 人	児 童	
死亡弔慰金	10,000円	10,000円	本人 10,000円
転退職記念品			在職1年につき1,000円 (ただし5,000円を限度とする)

*会員及び児童死亡の場合、弔慰金のほかに花輪一基をおくる。

第11条 特別な場合（災害、慶事等）と認めるときは、その都度役員会で協議の上、決定する。

第5章 サークル活動

第12条 サークル活動は次のとおりに定める。

- ①組織・編成は、内規を作成し、役員会の承認を受ける。
- ②運営について、本拠を笹野台小学校PTAにおく。
- ③会員の募集は、本校PTA会員に対して行い、積極的な勧誘を心がける。
ただし、元PTA会員の入会は認める。
- ④代表者（現PTA会員に限る）を定め、PTA本部にサークルメンバー名簿を提出する。
- ⑤活動への補助費を申請することができる。
ただし、年度末に会計報告書を提出する。